

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第57号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則（平成27年岩手県規則第102号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(条例別表第1の規則で定める事務)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令</u>（平成26年内閣府・総務省令第5号）第15条各号に掲げる事務に準ずる事務とする。</p> <p>(条例別表第2の規則で定める事務及び特定個人情報)</p> <p>第3条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>以下「法」という。</u>）<u>第19条第7号の規定により特定個人情報の提供を求める場合において、法別表第2の第1欄に掲げる情報照会者が知事となる同表の第2欄に掲げる事務とする。</u></p> <p>2 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の2第2項の規定に基づく差押えの解除又は同法第15条の7第1項の規定に基づく滞納処分の執行の停止に関する事務とし、同表の2の項の規則で定める特定個人情報は、納税義務者に係る<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</u>（平成26年内閣府・総務省令第7号）<u>第8条第1号イ</u>に規定する生活保護実施関係情報とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(条例別表第1の規則で定める事務)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令</u>（平成26年内閣府・総務省令第5号）第15条各号に掲げる事務に準ずる事務とする。</p> <p>(条例別表第2の規則で定める事務及び特定個人情報)</p> <p>第3条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第19条第8号の規定により同号に規定する利用特定個人情報の提供を求める場合において、同号に規定する情報照会者が知事となる同号に規定する特定個人番号利用事務とする。</u></p> <p>2 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の2第2項の規定に基づく差押えの解除又は同法第15条の7第1項の規定に基づく滞納処分の執行の停止に関する事務とし、同表の2の項の規則で定める特定個人情報は、納税義務者に係る<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令</u>（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）<u>第15条第1号ロ</u>に規定する生活保護実施関係情報とする。</p> <p>3 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。